

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X1、X2、X3

被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、X2及びX3（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に5,017,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 4,960,000円

②弁護士費用 57,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の支払義務のうち、不可分的に3,060,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X4、X5

被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X4及びX5（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に3,502,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 3,460,000円

②弁護士費用 42,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の支払義務のうち、不可分的に2,080,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

平成〇〇年（東）第〇号  
申立人 X6、X7  
被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X6及びX7（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に3,894,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 3,840,000円

②弁護士費用 54,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の支払義務のうち、不可分的に2,040,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

816-4

平成〇〇年（東）第〇号  
申立人 X8、X9  
被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X8及びX9（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に4,163,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 4,100,000円

②弁護士費用 63,000円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）



旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

816-5

平成〇〇年（東）第〇号  
申立人 X10、X11  
被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X10及びX11（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に3,524,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 3,480,000円

②弁護士費用 44,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の支払義務のうち、不可分的に2,040,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X12、X13、X14、X15

被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X12、X13、X14及びX15（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に6,552,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 6,480,000円

②弁護士費用 72,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の支払義務のうち、不可分的に4,080,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）

旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。

816-7

平成〇〇年（東）第〇号  
申立人 X16、X17、X18  
被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X16、X17及びX18（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

①損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年12月31日

②損害項目 上記①に対する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に5,360,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

①精神的損害 5,300,000円

②弁護士費用 60,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の支払義務のうち、不可分的に3,300,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

①本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

②本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月17日

（仲介委員 伊藤紘一）